

実地指導の指摘事項等について

<1> 実地指導の目的

実地指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護サービス事業所への支援を基本とし、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的としています。

<2> 実地指導の実施について

実地指導は年間計画に基づき実施しています。対象事業所の選定に当たっては、利用者等からの苦情・情報提供、過去の実地指導の実施状況及び国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムにより把握した特異傾向等の情報などを考慮しています。実地指導の結果、適切とはいえない事例が見られた場合には、文書や口頭により指導を行い、指摘事項の改善状況を報告していただくこととなります。

なお、実地指導に協力が得られないときや、悪質な運営や請求の恐れがある等のときには、監査に切り替えることもあります。監査は、不正又は著しい不当があると疑われる場合において、事実関係を的確に把握するために実施します。結果により法に基づく勧告、命令、指定の取消等を行う場合があります。

実地指導の実施について、ご理解、ご協力をお願いします。

<3> 居宅介護支援の実地指導とケアプラン点検の同時実施について

居宅介護支援事業所については、居宅介護支援の実地指導とケアプラン点検を同日に行うことがあります。その場合、ケアプラン点検はケアプランの写しを区が事前に点検後、実地指導時にケアマネジャーとの面談を行います。

<4> 実地指導における指摘事例について

ここでは、実地指導において指摘した事項の例を掲載しました。基準等に沿って適切に運営されているかを確認する際の参考としてください。なお、実例のままでなく、一部変更して掲載してありますのでご了承ください。

<指摘事項と根拠法令等>

(1) 人員に関する基準

指摘事項	改善内容	根拠法令等
従業者等の員数について、超過勤務時間を算入しなければ、人員基準を満たすことができていなかった。	常勤換算において、超過勤務時間は含まないので改善すること。また労働関係法令を遵守すること。	(地域密着型サービスの場合) ・地域密着型サービス基準 について 第2 2 (2)

(2) 運営に関する基準

指摘事項	改善内容	根拠法令等
<p>居宅介護支援において、前 6 月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護等が占める割合及び前 6 月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者に対して、文書を交付し説明を行っていなかった。</p>	<p>利用者又はその家族に対し、文書を交付して説明を行い、署名を得ること。また、運営基準減算の対象となるので、過誤申し立てを行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援等基準について 第 2 3 (2) ・算定基準 別表のイ注 3
<p>地域密着型通所介護等において、新型コロナウイルス感染症予防を理由に運営推進会議を開催せず、代替方法でも実施していなかった。</p>	<p>感染予防の為、会議を開催しない場合は、電話やメール、F A X 等の代替方法で実施すること。</p> <div data-bbox="627 992 995 1211" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red;">運営推進会議に関する区通知の取扱いは既に終了しており、通常どおりとなっている。</p> </div>	<p>(地域密着型通所介護の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス区条例 第 5 9 条の 1 7 第 1 項 (同旨；地域密着型サービス基準 第 3 4 条第 1 項) ・区通知
<p>地域密着型通所介護等において、運営推進会議の構成員に知見を有する者が入っていなかった。また、会議の内容が公表されていなかった。</p>	<p>知見を有する者を構成員とし、運営推進会議の議事録を公表すること。</p>	<p>(地域密着型通所介護の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス区条例 第 5 9 条の 1 7 第 1 項、第 2 項 (同旨；地域密着型サービス基準 第 3 4 条第 1 項、第 2 項)

(3) 介護給付費の算定及び取り扱い

指摘事項	改善内容	根拠法令等
<p><介護職員処遇改善加算> 介護職員処遇改善計画書等の介護職員への周知が不十分であった。</p>	<p>介護職員処遇改善計画書等を全ての介護職員に周知すること。</p>	<p>(地域密着型通所介護の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大臣基準 5 1 の 1 0 準用 4 8

<p><新型コロナウイルス感染症の臨時的な取扱い> 地域密着型通所介護等において、臨時的な取扱いであった電話による安否確認について臨時的取扱い終了後も、算定していた。</p>	<p>国通知を確認し、終了した臨時的取扱いについては適用しないこと。また、誤って算定したものについて過誤申し立てを行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時的取扱いについて ・ 第 6 報 問 1 問 2
---	--	---

「地域密着型サービス基準について」=指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日 老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）

「居宅介護支援等基準について」=指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日 老企第 22 号）

「算定基準」=指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 20 号）

「地域密着型サービス区条例」=新宿区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 22 日 条例第 15 号）

「地域密着型サービス基準」=指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号）

「区通知」=[新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のための居宅介護支援業務及び運営推進会議等の臨時的取扱いの終了について（令和 4 年 8 月 22 日 4 新福介給第 223 号）](#)

「大臣基準」=厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日 厚生労働省告示第 95 号）

「臨時的取扱いについて」=新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて（令和 5 年 5 月 1 日 厚生労働省老健局高齢者支援課・認知症施策地域介護推進課・老人保健課事務連絡）

「第 6 報」=新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 6 報）（令和 2 年 4 月 7 日 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）